

ア 生活保護世帯数とケースワーカー数(配置基準に照らして)の阪神間比較(過去5年)

健康福祉部 生活援護課

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
宝塚市	保護世帯(件)	1,944	1,953	1,972	1,966	1,978
	ケースワーカー数	22	23	22	23	24
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	88	85	90	85	82
尼崎市	保護世帯(件)	13,628	13,883	13,607	13,579	13,497
	ケースワーカー数	101	103	102	105	102
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	135	135	133	129	132
伊丹市	保護世帯(件)	2,352	2,439	2,440	2,500	2,433
	ケースワーカー数	24	26	29	29	27
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	98	94	84	86	90
西宮市	保護世帯(件)	5,916	5,910	5,871	5,861	5,934
	ケースワーカー数	50	49	50	49	49
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	118	121	117	120	121
川西市	保護世帯(件)	1,379	1,379	1,366	1,356	1,365
	ケースワーカー数	13	13	14	13	13
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	106	106	98	104	105
芦屋市	保護世帯(件)	502	517	510	503	525
	ケースワーカー数	6	7	6	7	7
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	84	74	85	72	75
三田市	保護世帯(件)	267	272	282	286	295
	ケースワーカー数	4	4	4	4	4
	ケースワーカー1人 当たりの世帯数	67	68	71	72	74

※ケースワーカー数は各年度の3月31日現在。

※社会福祉法に定めるケースワーカー1人あたりの世帯数は各市とも80世帯。

イ 進学準備給付金の内容、対象者数と実績値

健康福祉部 生活援護課

1 内容

生活保護世帯の子どもの大学進学率は、全世帯の進学率と比較して低い状況にあり、貧困の連鎖を断ち切り生活保護世帯の子どもの自立を助長するための給付金として創設された。平成30年6月8日に国通知により支給が開始され、平成30年4月進学者から適用となっている。

- (1) 対象者
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 対象となる教育施設
大学、短期大学及び専門学校等
- (3) 支給額

自宅から通学する者	10万円
自宅外から通学する者	30万円

2 実績

年度	自宅通学		自宅外通学	
	支給件数 (件)	支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給金額 (円)
平成30年度	22	2,200,000	1	300,000
令和元年度	13	1,300,000	1	300,000
令和2年度	7	700,000	1	300,000